

長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校を中途退学した後再び高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の支給期間の経過後も継続して高等学校の生徒がその授業料に充てるために必要な経費を補助するため、予算の定めるところにより長崎県立高等学校学び直し支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の支給対象となる者は、長崎県立高等学校に在学し、次の各号の全ての要件を満たすものであって、補助金の受給資格について長崎県教育委員会から認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。（以下「高等学校等」という。））を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象であった者に限る）
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 補助金の額は、法第5条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額とする。

4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する授業料及び受講料を対象とする。

(支給期間)

第3条 補助金の支給期間は最大で24月とする。

(受給資格の認定)

第4条 支給にあたっては、支給を受けようとする生徒が、学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号（その1）又は（その2））に個人番号カードの写しその他の書類又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課

税証明書等」という。)を添付し、在学する高等学校を經由して、長崎県教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、長崎県教育委員会の定める日までに、学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号(その1)又は(その2))に課税証明書等を添付し、在学する高等学校を經由して、長崎県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請は、知事に対し、補助対象者である生徒に代わって、在学する高等学校の長(以下「校長」という。)が行うこととする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県立高等学校学び直し支援金補助金交付申請額内訳書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 校長は、県から交付決定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県立高等学校学び直し支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更申請)

第8条 規則第11条第2項第1号に規定する変更承認の申請は、長崎県立高等学校学び直し支援金補助金変更承認申請書(様式第4号)により行うものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 長崎県立高等学校学び直し支援金補助金変更交付申請額内訳書(様式第5号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(変更交付決定)

第9条 校長は、県から変更交付決定通知書を受領した後、変更事由となった生徒に対して、長崎県立高等学校学び直し支援金交付決定通知書(様式第3号)又は長崎県立高等学校学び直し支援金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

(実績報告)

第10条 交付要綱第6条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実績報告額内訳書(様式第7号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 校長は、県から学び直し支援金確定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県立高等学校学び直し支援金支給実績通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は概算払により交付することができる。

(交付手続きの特例)

第13条 規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略する。

(委任)

第14条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(適用)

第1条 この実施要綱は、令和7年5月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度に限る特例)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、第2条第1項第7号の規定は適用しない。

第3条 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援金）交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第3条第3項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第2条第3項の額に法

第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第2条第3項に規定する学び直し支援金の額とする。

（臨時支援金の不支給）

第4条 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第3条第3項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。